

環境省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
14	A 権限 移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国立公園には、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度の利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可等されている。</p> <p>このうち、国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園にあっては、関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>【懸念の解消・制度改正による効果】</p> <p>国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を侵すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件に関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。</p>	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>【回答】</p> <p>提案の実現は困難であると考ええる。</p> <p>【理由】</p> <p>国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。</p> <p>上記の目的を達する上では、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。</p> <p>許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作ってそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。</p> <p>なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。また、IUCNが定めた国立公園の定義においても、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準からの逸脱につながってしまう。</p>
279	A 権限 移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る近畿地方環境事務所長権限の移譲	一つの都道府県内で区域を完結する国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内への立入制限期間内の立入の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)を都道府県に移譲すること。 また、関西広域連合で区域を完結することができる国立公園の権限については、広域連合に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>国立公園は、国が一義的な責任を負い、国際的に見ても国が保護するのが基準であることは理解しているが、県土の利活用は、地域の現状やニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な観点から実施すべきである。</p> <p>近畿地方環境事務所長の権限は限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国定公園や県立公園の管理を行っている地方公共団体においても実施できる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。</p> <p>また、国立公園の特別保護地区内の行為の許認可について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しているほか、自然保護官事務所が、管内国立公園に対して、3ヶ所(神戸、竹野、浦富(鳥取県))のみである。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>自然保護、環境教育、観光といった視点から、県および地元市町等が展開するエコツーリズム、地域振興施策と連携し、利用と保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風景が適正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事情の発生、発生のおそれへの迅速な対応が可能となる。</p> <p>関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や府県間の調整が可能である。</p>	自然公園法第20条から第37条	環境省	兵庫県、鳥取県、徳島県、 関西広域連合	<p>【回答】</p> <p>提案の実現は困難であると考ええる。</p> <p>【理由】</p> <p>国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。</p> <p>上記の目的を達する上では、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準。</p> <p>許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作ってそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。</p> <p>また、災害などへの緊急対応の場合、現行制度でも許可は不要であり、地元の行う迅速な緊急対応の支障にはならない。</p> <p>なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。また、IUCNが定めた国立公園の定義においても、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準からの逸脱につながってしまう。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
15	A 権限 移譲	環境・衛生	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】 国定公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国定公園については、関係府県の調整により国定公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>そもそも、国立公園及び国定公園は、国において、公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国定公園は国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき府県が管理しており、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えざるを得ず、府県の自主性・主体性が尊重されていない。</p> <p>【支障事例】 兵庫県の平成18年の氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更の例では、湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う保護のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要している。</p> <p>また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の施設配置の利用(施設)計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。</p> <p>【懸念の解消】 自然公園法等の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が残る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。</p>	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>【回答】 提案の実現は困難であると考ええる。</p> <p>【理由】 ・国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園であり、国定公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。 ・現行制度では、国定公園の公園計画決定は都道府県の申し出によることとなり、都道府県の主体性を尊重している仕組となっている。そのため、国定公園の公園計画は地域のニーズや特性が反映されているものと考えている。 ・資料作成・調査などの事務負担が指摘されているものの、関係行政機関、中央環境審議会等への説明責任として必要な事務であり、いずれにせよ、これらの事務は発生することから、当該事務負担は軽減されるとは言えず、制度改正の効果が具体的に示されていないと考えている。 ・挙げられている支障事例は10年近く前のものであり、かつ、何に支障を来したのか具体的に示されていない。近年では、申し出から決定まで半年程度で処理されており、当該支障は解消されているものと認識している。</p>
280	A 権限 移譲	環境・衛生	国定公園の公園計画決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定権限を、都道府県へ移譲すること。 また、複数県にまたがる国定公園については、広域連合に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】 国定公園は都道府県が管理しているが、公園計画は国が決定しており、地域のニーズや特性が反映された計画となっていない。 また、国定公園の計画を決定(廃止、変更)する際は、環境大臣が都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聞くことになっており、事務手続きが煩雑となっている。</p> <p>【支障事例等】 平成18年に氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更を行った際には、事前の協議から、環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで、約2年近くが必要となった例もある。</p> <p>【効果・必要性】 地域を熟知する県が、県及び関係市町等が実施する地域振興施策と連携し公園計画を策定することにより、地域の魅力を活かした施設計画が可能となり、国定公園の自然景観の保護と利用促進の両立が図られる。また、氷ノ山後山那岐山国定公園は関西広域連合に参加する兵庫県・鳥取県にまたがっているが、関西広域連合に権限が委譲されることで、関西広域連合が中心となり国や関係自治体の調整、意思決定が迅速にされ、地域の特色を活かした計画策定が可能となる。</p>	自然公園法第7条第2項及び第8条第2項	環境省	兵庫県、鳥取県、徳島県	<p>【回答】 提案の実現は困難であると考ええる。</p> <p>【理由】 ・国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園であり、国定公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。 ・現行制度では、国定公園の公園計画決定は都道府県の申し出によることとなり、都道府県の主体性を尊重している仕組となっている。そのため、国定公園の公園計画は地域のニーズや特性が反映されているものと考えている。 ・資料作成・調査などの事務負担が指摘されているものの、関係行政機関、中央環境審議会等への説明責任として必要な事務であり、いずれにせよ、これらの事務は発生することから、当該事務負担は軽減されるとは言えず、制度改正の効果が具体的に示されていないと考えている。 ・挙げられている支障事例は10年近く前のものであり、かつ、何に支障を来したのか具体的に示されていない。近年では、申し出から決定まで半年程度で処理されており、当該支障は解消されているものと認識している。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
128	A 権限 移譲	環境・衛生	国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示についての都道府県への権限移譲	自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内の指示権限は国の職員にしか与えられていないとの見解が示されていることから、都道府県職員も指示することができるよう権限移譲する。	<p>【制度改正の経緯】 自然公園法37条2項に基づく指示が国立公園の特別地域内では都道府県職員は行えず、巡回・指示ができる国の職員が非常に限られた状況の中で同法の実効性は相当に乏しくなっている。</p> <p>【支障事例】 本県においても、富士山箱根国立公園内に勤務する県職員(非常勤)の富士山レンジャーが日々富士山をパトロールする中で、例えば昨年度において ・複数人が演奏機材を持ち込んで、大きな音を出して演奏している ・個人が楽器の練習をしている ・大がかりな撮影機材を持ち込んで映像を撮影している といった行為を発見する事例があったが、指示権限がないため、任意にお願ひするに留まり、有効な指導ができなかった。 特に最近では外国人旅行者が急増しており、残念ながらマナーの良くない方々も相当目立つようになっている。 現状では躊躇しているような指示を権限を持って行えるようになることで、自然公園の適切な利用について効果的な意識啓発ができるようになるものと考えている。</p> <p>【制度改正の必要性】 法37条2項の実行性を確保するため、国立公園の特別地域内においても同法に基づく指示をおこなえるよう都道府県にも権限を与えるべきである。</p>	自然公園法 自然公園法施行令	環境省	山梨県	現行法令で対応可能である。 自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内の指示権限は、国の当該職員、都道府県の当該職員のいずれもがもつものと解される。
47	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	一般廃棄物処理の処分及び収集運搬についての委託要件の緩和	事業者がDBOやDBMといったPPP手法等により、廃棄物処理業者へ包括的に運営を委託した場合、現行の廃棄物処理法により、再委託が禁止されている廃棄物の処分、収集運搬について、廃棄物処理業者へ再委託できるよう、要件の緩和をお願いしたい。	<p>本市においてDBO方式にて供用を開始した桜環境センターは、ごみ焼却から残渣類の運搬、再資源化など維持管理運営に係る業務をSPC(特別目的会社)に包括的に委託することで民間力を活用し、効率的な運営を行っている。 しかし、委託業務のうち、残渣類の運搬や再資源化については、経験豊富な専門業者に委託することで、より効率的かつ安定的に行うことができると考えているが、法の規定によりSPCから収集運搬業者及び処分業者に対する委託が禁止されている。 法において再委託を禁止している趣旨は、再委託により責任の所在が不明確になることで、不適正な処理が発生することを防止することにあると考えるが、PPP手法等による包括的委託の受託者である事業者(本市の場合は上記SPC)は、市町村が行う業務を一括して行っていることを踏まえれば、その性質は市町村と同等と扱っても支障がないと考える。 以上から、PPP手法等で包括的委託を行う場合は、業務の一部を再委託可能とするよう、要件の緩和を求める。 ※ 本市にはごみ焼却施設が4施設あり、そのうち1施設が上記の桜環境センターである。今後、施設の統廃合を予定しており、その際にPPP手法等による施設建設が想定される。</p> <p>【具体的な支障事例】 廃棄物の運搬・処分においては、焼却灰の飛散防止や運搬時の騒音防止など、安全かつ確実な搬出のために様々な対策を講じる必要がある。しかし、SPCには当該業務に係るノウハウが乏しく、専門業者に委託するよりも、業務に従事する人材の育成や必要な資機材の確保に係る費用負担等の点で非効率な状況となっている。</p> <p>【本提案に対する懸念事項を解消するための工夫・対応策】 再委託の規制緩和に当たっては、不法投棄の増加を誘引するとの懸念もあるが、適用範囲を市町村がSPCに包括委託するPPP手法等を活用する場合に限定する、SPCからの再委託時の条件として特定事業契約締結時に廃棄物の運搬業務を行う業者を事前に指定し、市町村の承諾を事前に得る等の対策を講じることにより解消可能と考える。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第6項 第7条第14項	環境省	さいたま市	<p>廃棄物処理法施行令第4条第3号において、市町村が他者に一般廃棄物の処理業務を委託する場合に再委託が禁止されている理由は、当該業務の再委託により、一般廃棄物の処理責任の所在が不明確になること、また、実際の一般廃棄物の処理が市町村の一般廃棄物処理計画に適合しなくなる可能性があること等から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じるおそれがあるためである。 今回提案市において、支障事例として挙げているものは、SPCから収集運搬業者及び処分業者に直接委託できないために、SPCが受託業務を全て自ら行っていることが非効率であることの事例であると考ええる。 したがって、提案市がSPCに委託している業務のうち、残渣類の運搬、再資源化などのような業務については、別途、提案市が十分な知識・技能を有する経験豊富な専門業者に直接委託をすることで、SPCにおいて効率的に業務を行うことができると考えるため、委託要件の緩和を行わなくても支障事例は解消できると考えられる。 以上のことから、市町村がSPCに包括委託する場合等に限ったとしても、市町村からの一般廃棄物処理業務について、再委託まで認めることは妥当でないと考える。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
66	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	自社の中間処理残渣 に対する廃棄物処理 に関する規制の緩和	現在取引価値がないため廃棄物 として扱われている産業廃棄物 中間処理残渣について、バイオ マス燃料として確実かつ適切に 利用することができるものについ ては、取引価値がなくても廃棄物 として扱わない解釈とするよう 「行政処分の指針について(通 知)」の改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 産業廃棄物処理業者が、自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設 の燃料として利用する場合、その行為は廃棄物の処理とみなされ、その発電施設は廃棄物処理施 設(発電設備付き廃棄物焼却炉)となり、規模に応じて廃棄物処理法第15条に基づく設置許可(都 道府県知事許可)の対象となる。 なお、その残渣が、廃棄物ではなく有価取引等が可能なものであれば、その燃料を使用した施設 は発電付ボイラーとして扱われる。(手続きは電気事業法、大気汚染防止法の届出) 県内事業者から「自社の廃棄物処理残渣(※取引価値のないもの)を発電付ボイラーの燃料とし て使用し、発生した電気及び焼却熱を農業利用する計画があるが、この施設が廃棄物焼却施設と なると、環境影響調査や地元調整に煩雑な手続きや長い期間(1年程度)を要するのではなかな らないか」という相談もあり、処理業者が自社で燃料として利用する行為が廃棄物の処理とみなさ れることが、処理業者が自ら廃棄物由来バイオマスを活用することの妨げとなっている。 一方で、政府は廃棄物エネルギーの利用・発電を最重要視した政策を掲げていることから、廃棄 物由来バイオマスの有効利用促進につなげるためにも、自社の中間処理後の残渣を、適切に自社 燃料として有効利用する場合は、廃棄物処理法の適用除外となるよう、「行政処分の指針について (通知)」の改定を提案する。 【期待される効果】 従来焼却・埋立処分されていたものを燃料として活用するため、化石燃料等の使用量(燃料費) の削減のほか、廃棄物エネルギー活用の促進、最終処分量の削減、循環産業の育成等の効果が 期待される。	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第2条、第15条、第 15条の2、 平成25年3月29日 付け環産発第 1303299号 環境省 大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部 産業廃棄物課長通 知「行政処分の指 針について(通 知)」	環境省	富山県	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となっ たものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引 価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされている(平成11年3月10 日最高裁第2小法廷決定同旨)。 個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物に関しては廃 棄物処理法に基づく監督権限を有する都道府県等(今回のケースでは、富山県)が行政処分の指 針(平成25年3月29日付け環産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃 棄物課長通知)を踏まえ行うこととなっている。 したがって、御指摘の自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設の 燃料として利用する場合について、当該残渣を都道府県等が「行政処分の指針について」を踏まえ 個別の事業ごとに総合判断した結果、「廃棄物として取り扱う必要はない」(有価物である)と判断 するのであれば、廃棄物として取り扱う必要はない。
105	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	最終処分場の立地規 制基準の設定及び地 域の裁量規定の導入	最終処分場の設置許可基準を 定めている廃棄物処理法第15条 の2第1項2号における「適正な 配慮」の具体例として、最終処分 場が過度に集中する地域に対す る総量基準や距離制限などを明 文化するとともに、最終処分場 の設置許可に地域の実情を反映さ せるため、地方の裁量を認める 規定を盛り込む。	【制度改正の経緯】 本県北部地域は平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件か ら、これまでに100を超える最終処分場が設置されてきた。 そのような中、新たに大規模な安定最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民 を中心に地下水汚染等心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念 する声が高まるなど、広域的な問題となっている。 本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場の敷地の周囲1km 以内における最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、指導に当たっ てきた。 しかし、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法におけ る許可基準の規定にて、最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量や施設間 の距離など、具体例を明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるた め、地方の裁量を認める規定を盛り込む。 【支障事例】 指導要綱は行政指導であるため、規制に抵触するとの理由で事前協議を拒否したにも関わらず、 許可申請を提出する事業者も出てきているが、許可要件に適合している場合には許可せざるを得 ない。 指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、今後指導要綱に従わない事業者が増加 し、その結果、指導要綱がなし崩しとなり、最終処分場の集中立地に歯止めがかからなくなること が懸念される。 これまでの安定型処分場に係る民事裁判では、操業や建設が差止めとなる判決が出されるなど、 厳しい状況にあり、指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、住民からの反発が予 想される。	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第15条の2第1項 2号	環境省	栃木県	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)は、「生活環境の保全及び公衆衛 生の向上を図ること」を目的としており、当該目的を達成するために許可基準等を設けている。 廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、事業者に対し生活環境影響調査の実施を求め、ま た、地域の生活環境に適正な配慮がなされているか、生活環境保全上の支障が生じないかを審 査することとしており、さらに当該地域の実情に応じて「生活環境保全上必要な条件」を付すること もできるとされている。 よって、地域の実情に応じた対応は、現行制度下において十分に可能になっているものと考えら れる。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
125	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	瀬戸内海環境保全特 別措置法に基づく許 可手続の見直し	現状では、排水口における水量 水質に全く変更がなくても特定施 設を更新するというだけで、ま た、間接冷却水を増加させる場 合に既存の排水口からではなく 新設の排水口から排出するとい うだけで、事前の水質影響評価 や申請後3週間の告示縦覧が必 要であるなど、極めて不合理な 制度となっており、地域の事業活 動を妨げる要因となっているの で、事前の水質影響評価及び申 請後の告示縦覧は、特定施設の 設置の場合であっても汚濁負荷 量の増加がある場合に限定する べきである。	【瀬戸内法の現状】 瀬戸内海の流域では、特定施設の設置を行う工場・事業場のうち、最大排水量が50m3/日以上 のものは、瀬戸内法に基づき、許可が必要であり、その際には事前に周辺水域の水質影響評価を 行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設 や新製品の製造に対応する施設への更新を早急に実現したいという事業者からの要望に対して も、申請から許可まで最低でも1か月以上の期間を要しており、迅速かつ円滑な事業活動の支障と なっている。 【地域企業からの要望】 特定施設の設置案件では、汚濁負荷量が増加しないことを県が審査で確認している場合でも縦 覧等が行われるが、その際に、縦覧するアセス書類は、単に自治体の測定した公共用水域の水質 公表データが転記されただけのものであり、そのような形式的な縦覧が、本県の場合、設置許可案 件の90%を占めている。このような形式的な手続は、事業活動のスピード感からかけ離れており 企業から緩和を求める要望が強い。 【緩和の方向性】 国は、たとえ汚濁負荷量が増加しなくても、特定施設を設置する場合は、環境保全上の支障がな いことを公衆に周知する必要があるから縦覧等が必要であるとしているが、本県では少なくとも20 年以上にわたって利害関係者の関与はなく、県の審査に寄せられる信頼は高いと考えられるの で、縦覧等の手続を汚濁負荷量が増加する場合に限定しても、何ら支障はないと考えられる。 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個 別の事業場には総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は達成可 能である。 ※同法第5条の許可実績はその他欄記載	瀬戸内海環境保全 特別措置法第5条 及び第8条	環境省	岡山県 中国地方知 事会	本件については、昨年度も同様の提案があり、その際に、「既存の特定施設を廃止して新たに特定 施設に該当する施設を設置する場合は、法第5条の規定に基づく設置許可の申請が必要となり、そ の手続きにおいて、汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するととも に、その結果について告示縦覧を行うことにより周辺住民を含む公衆にその事実を周知する必要 がある」旨を回答している。 その後の協議を踏まえ、最終的には変更許可に係る内容に提案の焦点は絞られ、「事前の環境影 響評価や告示縦覧の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象になるか)の照会につい て速やかに検討」する旨の閣議決定がなされていることから、本提案については、既に措置済みで あると認識している。
145	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	狩猟免許の有効期間 の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免 許の有効期間は免許の種類に 関わらず一律基本3年とされて いる。狩猟免許のうち、市町村が 指名・任命する鳥獣被害対策実 施隊が所持するわな猟免許に あつては、狩猟免許の有効期間 を6年に延長すること。	【具体的な支障事例】 現在の狩猟免許の有効期間は、3年間となっており、免許所持者にとって免許更新が負担となっ ており、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲作業を行う市町村の鳥獣被害対策実施隊員にあつては、 市町村長が指名・任命を行うものであり、定期的な免許所持者の適格確認が可能であるため、わ な猟免許においては免許の有効期間の延長を求めるものである。 趣味としての「狩猟」を行わず、公益的な捕獲となる有害鳥獣捕獲を行う実施隊員においては、狩 猟免許を取得し、3年ごとに免許更新を行うことが負担となっているが、免許の有効期限を延長す ることは免許更新の負担(費用負担など)をなくすことだけではなく、捕獲作業に精通し専ら有害鳥 獣捕獲に従事する民間の実施隊員が被害防止対策に従事しやすくなり、民間隊員が現在よりも増 加することにより対策が進むことが期待できるものである。 例えば有害鳥獣であるイノシシについて、長崎県においては、趣味として捕獲するケースは少な く、その多くが有害鳥獣捕獲となっている。 (例)イノシシ捕獲の内訳(H25) 狩猟による捕獲1,360頭、有害鳥獣捕獲31,789頭	鳥獣保護管理法 第44条	環境省	長崎県	昨年度の提案を踏まえ、「狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安 全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必 要な措置を講ずる。」と今年1月に閣議決定されたところ。その検討については「平成28年度中には 着手予定」としており、当該閣議決定を踏まえて今後の検討を進めるにあたり、昨年度の提案に加 え、今年度の提案内容も参考にする。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
232	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	狩猟免許の有効期間 の延長	狩猟免許の有効期間を地域の 判断で設定できる(延長する)も のとする。	<p>【制度改正の経緯】 野生鳥獣の管理を担う若手狩猟者を確保するため、改正鳥獣法では、網猟、わな猟免許の取得年 齢が20歳から18歳に引き下げられるなどの対策が講じられたところである。</p> <p>【支障事例】 ニホンジカやニホンザル等野生鳥獣の生息域拡大により、1億円を上回る農作物被害や自然植生 の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。野生鳥獣の生息数が増加する中、狩猟者の 人材育成が喫緊の課題となっている。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められており、新たに 免許を取得した者であっても、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を手放してしまう事 例も多く、また、他の免許制度のように、一定期間、安全狩猟が達成できた者に対して、メリット制 の導入に関する要望もなされている。</p> <p>【制度改正の必要性】 免許制度に係る狩猟者の負担軽減を図り、狩猟者の減少に歯止めを掛けるために、有害鳥獣捕 獲や個体数調整捕獲等のための人材確保を必要とする地域のニーズに応じて、銃猟については 高齢者を除き、網猟、わな猟については全ての年齢層について、狩猟免許の有効期限を、地域の 判断で延長を行うことを提案する。</p>	鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適 正化に関する法律 第44条第2項	環境省	徳島県 兵庫県 鳥取県 香川県 高知県 京都市	昨年度の提案を踏まえ、「狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安 全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必 要な措置を講ずる。」と今年1月に閣議決定されたところ。その検討については「平成28年度中には 着手予定」としており、当該閣議決定を踏まえて今後の検討を進めるにあたり、昨年度の提案に加 え、今年度の提案内容も参考にする。
283	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	鉄砲所持許可を有す る者における狩猟免 許試験の一部免除	狩猟者の確保を図るため、農林 業被害が深刻でかつ狩猟後継 者の確保が困難と県が認める地 域の居住者のうち、銃猟の免許 試験において、鉄砲所持許可を 有する者について、技能試験の 一部(銃器の点検・分解結合等 の基本操作)を免除し、負担を軽 減すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】 地方では深刻化する鳥獣被害への対応に苦慮しているなか、猟者による捕獲を維持し、また、新 しい世代の狩猟者を育成していくことが課題となっている。</p> <p>【支障事例等】 兵庫県では、野生動物の適正な保護管理の担い手である狩猟免許所持者の確保に努めている が、とりわけ既に鉄砲所持許可を有する者は、銃の基本操作に習熟していることから、狩猟後継者 として期待している。 しかし、銃猟の免許試験のうち(銃器の点検、分解結合等の基本操作)が免除されておらず、同じ 内容の技能試験を2度にわたって受験することとなり、鉄砲所持許可者が狩猟免許を取ろう とする際に負担になっている。</p> <p>【効果・必要性】 狩猟免許試験の実施における開催箇所を増など受験者の利便性向上策に加え、鉄砲所持許可 を有する者に対する試験項目の一部免除を実施することで、狩猟免許試験受験者の負担が軽減さ れる。</p>	鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適 正化に関する法律 第48条第2号	環境省	兵庫県、京都 府、鳥取県、 徳島県、京都 市	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣法に基づく狩猟免許(第1種銃猟免許)試験における銃器の基本操作(銃器の点検・分解結 合、装填、脱包)を始めとする一連の試験項目は、鳥獣法固有の観点から実施される試験項目で あり、鳥獣法に基づいて、野外で安全に銃猟をする際の、基本的かつ極めて重要な技術である。具 体的には、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験は、例えば、射撃姿勢操作で水平射撃の姿勢をとった 場合、人や建物へ銃弾が当たるおそれがあるため減点の対象となるが、銃刀法に基づく技能検定 では減点されないなど、「出猟した現場」を想定したものとなり、銃刀法に基づく技能検定とは 試験の観点が異なっている。 ・さらに、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験における基本操作を免除することは、基本操作部分にお ける減点はないものとみなすこととなり、減点方式の技能試験において、試験項目が減ることは狩 猟免許(第1種銃猟免許)試験で審査していた安全管理上の基準を緩和させることとなる。現実に、 銃所持許可を有している者であっても、狩猟免許試験において、銃の操作が確実でないことなどを 理由に不合格となるものは存在しており、銃所持許可者が「出猟した現場」を想定した基本操作を 当然習得し、狩猟免許を所持するに足る技量を有しているとただちに判断することはできない。 ・加えて、今後、鳥獣の捕獲が推進される中、事故の未然防止とさらなる安全確保の強化が求めら れている。 ・以上のことから、ご提案のような試験の一部免除を図ることは適当ではない。 ・また、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験の技能試験の所要時間は1人30分程度で、そのうち銃器 の点検・分解結合、装填、脱包に係る試験に要する時間は10分程度であることから、当該試験に よる負担が多大であるとは認められず、当該試験を一部免除したところで負担軽減にはならない。 なお、本提案については、構造改革特区でも過去8回5年にわたり全く同様の提案があったところ、 具体的な支障事例が示されず提案の実現には至っていない。具体的な支障事例がある場合には その支障や一部免除による効果などを定量的なデータとともに示して頂きたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
239	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	浄化槽市町村整備推 進事業における「複数 戸に1基の浄化槽の 設置」についての要件 緩和	浄化槽市町村整備推進事業に おいて、浄化槽は1戸に1基が原 則で、敷地内に浄化槽を設置す る場所がない場合等以外は複数 戸に1基の共有設置は認められ ていない。 市町村設置型の更なる効率的な 整備の実施や住民の負担軽減 を図るため、事業要件を緩和し、 複数戸に1基の共有浄化槽を一 般化する。	<p>【制度改正の背景】 浄化槽の設置に係る個人負担額は大きく、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進んでいない。 そこで、個人負担が少ない市町村設置型浄化槽整備を推進しているところであるが、水洗化済み の住民にとっては転換コストの負担感は大きく、さらなるコスト削減が課題である。</p> <p>【支障となる事例】 隣接する少人数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して 設置及び維持コストが大きく削減できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがない といった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。</p> <p>【制度改正の必要性】 国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の 戸別整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減 を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。</p> <p>【制度改正効果】 市町村設置型により2戸で5人槽1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合 ・工事費の個人負担金(※1) 1戸あたり83,000円が、41,500円に削減 ・維持管理費 年間65,000円(※2)が、年間32,500円に削減 20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計691,500円(=41,500+32,500×20)削減される。 ※1: 工事費(交付金対象額より、5人槽837,000円)の1割(市町村設置型の場合) ※2: 生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(環境省)より</p>	浄化槽市町村整備 推進事業実施要綱 第3	環境省	徳島県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県	<p>浄化槽の設置については、建築基準法の規定による建築主事の判断が必要となるが、複数戸に 1基の浄化槽を地形等の特殊状況によらずに国庫助成対象とすることについては、共有浄化槽を設 置できる土地を市町村が確保するなど、永続的な設置が担保されること且つ1戸に1基を設置した 際の国庫補助総額と比して安価となる場合を前提とし、緩和する方向で検討する。 なお、複数戸の上限戸数※については、個別処理と集合処理との役割分担を踏まえ、関係官庁 とも調整して検討する。 ※現在の交付要綱では地形等の特殊状況により個別に設置できない場合には、5戸以下まで接 続しても差し支えないとしている。</p>
281	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	化学的酸素要求量、 窒素含有量及びりん 含有量に係る総量削 減計画の環境大臣へ の協議及び同意の緩 和	都道府県が水質汚濁物質の総 量削減計画を策定する際には、 環境大臣への同意付き協議が 必要とされているが、総量削減 計画における削減目標量に変更 がない場合は、同意付き協議を 不要とする。	<p>【提案の経緯・事情変更】 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環 境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。 その理由として、「総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられ ることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要が あるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要があ る」旨、国より回答があった。 しかし、現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、新たに定めようとする総量削 減計画においても現状を維持するような場合には、上記の国の確認は不要と考えられる。</p> <p>【支障事例等】 第7次総量削減計画の作成の際は、平成22年の8月頃に環境省から計画作成についての照会が あり、事前協議を続けて、国の基本方針が出てきたのは平成23年6月5日だった。 そこから本協議を行うまで約5ヶ月かかっており、平成23年11月25日付で協議を行い、平成24年1 月27日付で同意を得るまで、約2ヶ月かかっており、照会から含めると約1年5ヶ月かかった。</p> <p>【効果・必要性】 本来総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に 作成すべきものであり、各都府県においてはパブリックコメントや環境審議会の答申といった手続 を経て作成しており、環境大臣への協議、同意手続をなくした場合には概ね2ヶ月早く計画を策定 することができる。</p>	水質汚濁防止法第 4条の3第3項	環境省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県、 関西広域連 合	<p>・地方分権改革推進委員会による第3次勧告では、同意を要する協議を許容する場合として「地方 自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具 体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げており、水濁法に基づく総量削 減計画はこれに該当するものである。</p> <p>・第3次勧告後の「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、「削減目標 量」(水濁法第4条の3第1項第1号)だけでなく、「達成の方途」(同項2号)と「その他必要な事項」 (同項3号)を含め、総量削減計画の全ての条項について同意協議は存置する整理となっている。</p> <p>・これは、「削減目標量」だけでなく、「達成の方途」と「その他必要な事項」についても、国の補助金 等を受けて地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれ、国の財 政的支援が伴う施策など国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたが る施策が多いため、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不 可欠であることから、同意協議は存置する必要があるとの整理に至り、政府の分権改革の方針に も反映されて閣議決定されているものである。</p> <p>このため、本提案のように、「削減目標量」に変更がなかったとしても、「達成の方途」と「その他必 要な事項」について国の施策等との整合を図る必要があることに何ら変わりはないものである。</p> <p>・計画策定期間についても、既に「義務付け枠付けの第4次見直し」(平成25年3月12日閣議決定) の際の提案を踏まえ、総量削減計画に係る都道府県知事からの協議、同意に際する期間短縮の ための標準処理期間を設定することにより、措置済みとなっている。</p> <p>・このように本提案は、過去に政府の分権改革の方針を閣議決定するにあたって、同意協議を 存置するとの結論に既に至っているほか、標準処理期間の設定により協議期間短縮についても措 置済みであることから、これまでの整理のとおり、環境大臣への同意協議の規定は存置すること としたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
320	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	安定ヨウ素剤事前配 布に係る手続きの簡 素化	<ul style="list-style-type: none"> ・配布対象年齢到達時、転入時、3年ごとの更新時の配布手続きについて、問診内容に変更が無い等の場合は説明会への参加を省略し、また、市町村役場や薬局で配布できるようにすること ・転出時、死亡時等の古い安定ヨウ素剤の回収手続きについて、地方公共団体の回収義務をなくし、住民により廃棄できるようにすること 	<p>【提案内容】</p> <p>原子力災害対策指針および指針を踏まえた解説書(「以下、解説書等」)では、安定ヨウ素剤の事前配布に際しての対応等が細かく定められており、これらは該当する道府県および市町村の事務とされており、解説書等で定められている方法を遵守すると、対象者への通知や関係機関との調整、当日のスタッフ確保や会場準備など、多くの労力と費用を費やし、地方公共団体の負担となっている。</p> <p>よって、地域の実情に合わせて、既に説明会に参加した者に対する更新業務や年齢到達時の追加配布等における説明会への参加省略、配布・回収業務の簡素化を認めるべきである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>説明会開催費用として、会場の規模にもよるが、会場設営費等で1回当たり10～50万円のコストが発生する。(当県での26年度説明会開催数 44回)</p> <p>説明会形式をとることにより、場所・時間が限定されるため、住民からは負担だとの声が上がっている。</p> <p>説明会では、市町の保健師による問診を行うため、保健師の人数が少ない市町からは負担だとの声が上がっている。</p>	<p>原子力規制委員会 「原子力災害対策指針」</p> <p>原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課の解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」</p>	<p>環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)</p>	<p>福井県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を更新する際には、既に対象者が一度以上は説明を受けていることから、改めての説明は省略できる。ただし、この場合であっても、説明内容を把握していることの再確認や医師による服用可否の判断は必要である。なお、配布場所については、特段の制限はないが、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(平成27年4月22日修正)で示している考え方を遵守すべきである。 ・安定ヨウ素剤が不要となった場合には、第三者に譲り渡すことや配布された者以外の者に服用させることがあってはならないことから、安定ヨウ素剤を保有している住民が地方公共団体に返却することとしている。
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】</p> <p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】</p> <p>各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条、第8条</p> <p>山村振興法第7条、第8条</p> <p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条</p> <p>離島振興法第4条</p> <p>半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>九州地方知事会</p>	<p>地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。</p> <p>地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関する等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>	<p>地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p>